

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

企業庁管理規程

○愛知県企業庁長が保有する個人情報の保護に関する規程	第1号	(総務課)	2
○愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程	第2号	(同)	18
○愛知県企業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程	第3号	(同)	18

病院事業庁管理規程

○愛知県病院事業庁長が保有する個人情報の保護に関する規程	第1号	(管理課)	21
○愛知県病院事業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程	第2号	(同)	38

人事委員会規則

○定年引上げに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	1-32	(職員課)	40
○職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額に関する規則	5-1352	(審査課)	74
○職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項 又は第十四項の規定による給料に関する規則	5-1353	(同)	74

告 示

○漁獲共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第77号	(水産課)	80
○道路の区域の変更	第78号	(道路維持課)	80
○道路の供用の開始	第79号	(同)	80
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (西三河都市計画下水道事業西尾公共下水道)	第80号	(下水道課)	81
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	第81号	(砂防課)	81
○指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地変更	第82号	(建築指導課)	81

人事委員会告示

○人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定の一部改正	第1号	(審査課)	81
○職員の休暇の取扱いに関する細則の一部改正	第2号	(同)	82

公 告

○公共測量の終了		(用地課)	82
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	83

○令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	83
○開発行為の許可に基づく工事完了	(同)	83
○アイネットシステム機器の賃貸借に関する一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	84
○交番・駐在所プリンタの賃貸借に関する一般競争入札の実施	(同)	86

企業庁管理規程

愛知県企業庁管理規程第1号

愛知県企業庁長が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 中川喜仁

愛知県企業庁長が保有する個人情報の保護に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県企業庁長（以下「企業庁長」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとときは、企業庁長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、企業庁長が適當と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、企業庁長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、企業庁長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

(費用の負担)

第11条 条例第4条第2項の県の機関等の規程で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第14条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第15条 法第97条に規定する書面(情報提供等記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第18のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第98条第1項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをできる保有個人情報)

第18条 企業庁長は、条例第5条第1項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

第19条 条例第5条第1項の規定による閲覧の求めをする者は、企業庁長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため企業庁長が適当と認める書類

(諮詢の通知の様式)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(愛知県企業庁長の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 愛知県企業庁長の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年愛知県企業庁管理規程第1号)は、廃止する。

様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル (表)

個人情報ファイルの種別 の提案の募集をする個人 情報ファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニユアル処理ファ イル)	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	<input type="checkbox"/> 第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	<input type="checkbox"/> 名 称 (所在地)	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	<input type="checkbox"/> 名 称 (所在地)	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	<input type="checkbox"/> 名 称 (所在地)	
備 考	<p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関 等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該 当する□にレ印を付すこと。</p> <p>3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、 別紙を添付すること。</p>	

著者 1 用紙のときは 日本語表記 A4 ハーフ

用紙の人さざは、日本産業規格 A4 です。
「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機關等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該

3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
----------------------	----------------

様式第2（第3条関係）

（裏）

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（　　年　　月　　日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人・委任者	
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所（居所）	
(エ) 本人の電話番号	
ヴ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（　　）	
エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（　　）	
次の欄は、記入する必要がありません。 担当課等 <input type="checkbox"/> 備考	

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。
- 3 顯示の実施の方法等及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□に印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示請求書	
年　月　日	
愛知県公営企業管理者企業庁長 殿	
氏　名	郵便番号
住所（居所）	電話番号
個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。	
※ 請求者の区分 1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人	
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等 [この欄の記載 は任意です。]	
1 庁舎における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> 年　月　日	
2 写しの送付を希望する。	
(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合 があります。)	
請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。	
ア 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 その他（　　） <input type="checkbox"/> 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。	

様式第3（第4条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書		印
第 年 月 日	第 年 月 日	号
愛知県公営企業管理監理者企業庁長		
年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報について は、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の 保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。		
1. 開示請求のあつた保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)		
2. 開示しないこととした部分及びその理由		
3. 開示する保有個人情報の利用目的		
4. 開示の実施の方法等 (1) 開示を実施することができる日時及び場所 期間 : 月 日から 月 日まで (日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。) 時間 : 場所 : (2) 開示を実施する場合の準備日数 時間 : 場所 : (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 時間 : 場所 : (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分		
5. 担当課等 電話 内線		

保有個人情報開示決定通知書	
第 年 月 日	号
愛知県公営企業管理監理者企業庁長 印	
年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報について は、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。	
1. 開示請求のあつた保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	
2. 開示する保有個人情報の利用目的	
3. 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 (2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間 : 月 日から 月 日まで (日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。) 時間 : 場所 : (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 時間 : 場所 : (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
4. 担当課等 電話 内線	

保有個人情報開示決定通知書	
第 年 月 日	号
愛知県公営企業管理監理者企業庁長 印	
年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報について は、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。	
1. この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理監理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。	
2. この処分について不服がある場合は、1.の審査請求はか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理監理者企業庁長となります）。	
3. 1の審査請求をした場合は、その訴訟において愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理監理者企業庁長となります）。	
注：当日は、この通知書及び連絡免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

様式第5（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書		第年月日	印						
愛知県公営企業管理者企業庁長		様	年月日						
<p>年月日付けて開示請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>開示請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)</td> <td>開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 (行政文書の名称:)</td> </tr> <tr> <td>年月日から年月日まで</td> <td>担当課等</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>内線</td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することになります。</p>				開示請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 (行政文書の名称:)	年月日から年月日まで	担当課等	電話	内線
開示請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 (行政文書の名称:)								
年月日から年月日まで	担当課等								
電話	内線								

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第5条関係）

決定期間延長通知書		第年月日	印				
愛知県公営企業管理者企業庁長		様	年月日				
<p>年月日付けて 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長します。</p> <table border="1"> <tr> <td>請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)</td> <td>延長後の決定期間 年月日から年月日まで</td> </tr> <tr> <td>延長の理由 担当課等</td> <td>電話 内線</td> </tr> </table>				請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)	延長後の決定期間 年月日から年月日まで	延長の理由 担当課等	電話 内線
請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称:)	延長後の決定期間 年月日から年月日まで						
延長の理由 担当課等	電話 内線						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7(第6条関係)

事案移送書		第 号		第 号		決定期間特例通知書																																	
年	月	年	月	年	月	年	月																																
殿		愛知県公営企業管理者企業庁長		印																																			
<p>年 月 日付で請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。</p> <table border="1"> <tr> <td>請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td colspan="7"> <p>(行政文書の名称：)</p> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p> </td> </tr> <tr> <td>添付資料等</td> <td colspan="7"> <p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>担当課等</td> <td colspan="7"> <p>電話 内線</p> </td> </tr> </table>								請求のあつた 保有個人情報の内 容	<p>(行政文書の名称：)</p> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p>							添付資料等	<p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p>							備考								担当課等	<p>電話 内線</p>						
請求のあつた 保有個人情報の内 容	<p>(行政文書の名称：)</p> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p>																																						
添付資料等	<p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p>																																						
備考																																							
担当課等	<p>電話 内線</p>																																						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する
□に印を付すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号		第 号		印		決定期間特例通知書																																									
年	月	年	月	年	月	年	月																																								
殿		愛知県公営企業管理者企業庁長		印																																											
<p>年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第34条の規定により、次のとおり決定する期間を延長します。</p> <table border="1"> <tr> <td>開示請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td colspan="7"> <p>(行政文書の名称：)</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第34条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由</p> </td> </tr> <tr> <td>請求者氏名等</td> <td colspan="7"> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p> </td> </tr> <tr> <td>添付資料等</td> <td colspan="7"> <p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>担当課等</td> <td colspan="7"> <p>電話 内線</p> </td> </tr> </table>								開示請求のあつた 保有個人情報の内 容	<p>(行政文書の名称：)</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第34条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由</p>							請求者氏名等	<p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p>							添付資料等	<p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p>							備考								担当課等	<p>電話 内線</p>						
開示請求のあつた 保有個人情報の内 容	<p>(行政文書の名称：)</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第34条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由</p>																																														
請求者氏名等	<p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所(居所)</u> </p>																																														
添付資料等	<p>(複数の)他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</p>																																														
備考																																															
担当課等	<p>電話 内線</p>																																														

様式第10（第8条関係）

意見書	年月日	開示請求の年月日	開示請求の年月日	意見書の提出先（担当課等）
愛知県公営企業管理者企業庁長様	印	開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名称	開示請求のあつた保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	個人情報の保護に関する法律第86条第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
<p>個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。</p> <p>本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により年月日までに回答してください。</p>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9（第7条関係）

事案移送通知書	年月日	請求のあつた保有個人情報の内容	移送をした行政機関等（企業庁長）の担当課等	移送を受けた行政機関等（決定等をする行政機関等）	移送を受けた行政機関等の担当課等
愛知県公営企業管理者企業庁長様	印	（行政文書の名称：）	電話	電話	電話
<p>年月日付で請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のように移送しました。</p>					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第8条関係）

開示決定に係る通知書		年 月 日	第 月 日 号	開示請求に反対する意見書の提出 開示に反対する意思の表示
愛知県公営企業管理者企業庁長 様		愛知県公営企業管理者企業庁長 印		有個人情報について、次のとおりその一部を開示することとしましたので、 個人情報の保護に関する法律第86条第3項 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第 3項の規定により通知します。
開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称		開示請求の年月日		開示請求の年月日 開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに開す る情報の内容
開示決定をした理由		開示を実施する日		開示を実施する日 開示しないこととし た部分
担当課等		電話 内線		この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に對して審査請求をすることができます。 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴え を提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企 業管理者企業庁長となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に對する裁決があつたことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に、愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長と ができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長と ができます。）
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定によ り通知する場合は、審査請求及び取扱訟に係る教示文を省略すること。				

別紙

意見書		年 月 日	氏 名	郵 便 番 号	住 所 (居所)	電 話 番 号
開示請求のあつた保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称		開示に反対する場合 の意見		開示に反対する場合 の意見		
開示に反対する理由 （該当する番号を ○で囲んでください。）		1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。		(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的な理由		

様式第14(第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書		第	年	月	日	号
年月日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次とおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。						
訂正請求のあつた保有個人情報の内容		内線				
訂正の内容		内線				
訂正前						
訂正後						
訂正年月日						
担当課等	電話					

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業行長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業行長となります)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業行長となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年月日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所(居所)	
(エ) 本人の電話番号	
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)	
エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。	
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他()	

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等
備考

※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
1 請求の際には、運転免許證等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求を除く)を請求者本人であることを証明する事類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。

2 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

3 請求者の運転免許證(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許證等本人に対する□に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書		
第年月日	号	印
愛知県公営企業管理者企業庁長 様		
年月日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報に関する法律第93条第2項の規定により通知します。		

訂正請求のあつた
保有個人情報の内
容

訂正をしないこと
とした理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起する者には、愛知県公営企業管理者企業庁長となりります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができきます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部訂正決定通知書											
第年月日	号	印									
愛知県公営企業管理者企業庁長 様											
年月日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td>(行政文書の名称:)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>訂正の内容</td> <td>訂正前</td> <td>訂正後</td> </tr> </table> </td> <td>訂正をしないこと とした理由</td> </tr> </table>			訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容		(行政文書の名称:)	<table border="1"> <tr> <td>訂正の内容</td> <td>訂正前</td> <td>訂正後</td> </tr> </table>		訂正の内容	訂正前	訂正後	訂正をしないこと とした理由
訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容		(行政文書の名称:)									
<table border="1"> <tr> <td>訂正の内容</td> <td>訂正前</td> <td>訂正後</td> </tr> </table>		訂正の内容	訂正前	訂正後	訂正をしないこと とした理由						
訂正の内容	訂正前	訂正後									

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることをできます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起する者には、愛知県公営企業管理者企業庁長となりります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18(第15条関係)

保有個人情報訂正実施通知書		第 年 月 日	号
愛知県公営企業管理者企業庁長 様			
印			
年 月 日付で提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。			
訂正の実施をした 保有個人情報の内 容	請求の 内容 (行政文書の名称:)		
訂正請求者の氏名			
訂正請求の趣旨			
訂 正 の 内 容	訂正前 訂正後	年 月 日	年 月 日
訂 正 年 月 日		年 月 日	年 月 日
担 当 課 等		電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17(第14条関係)

決定期間特例通知書		第 年 月 日	号
愛知県公営企業管理者企業庁長 印			
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。			
請求の あった保有個人情 報の内容 (行政文書の名称:)	個人情報の保護に 関する法律第 条 (の期限の特例) の規定を適用する理 由	決定等を する期限	年 月 日
担当課 等	電話	内線	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19（第16条関係）

(三)

保有個人情報利用停止請求書																																		
愛知県公営企業管理者企業庁長 殿																																		
年	月																																	
日	日																																	
<p>年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次とおり利用停止請求をします。</p>																																		
<table border="1"> <tr> <td>※ 請求者の区分</td> <td>1 本人</td> <td>本人の法定代理人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 本人の任意代理人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">決定通知書の文書番号 :</td> </tr> <tr> <td colspan="3">決定通知書の日付 :</td> </tr> <tr> <td colspan="3">開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(行政文書の名称 :)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>※ 利用停止請求の趣旨</td> <td>1 法第98条第1項第1号該当→</td> <td><input type="checkbox"/> 利用の停止</td> <td><input type="checkbox"/> 消去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 法第98条第1項第2号該当→</td> <td colspan="2">提供の停止</td> </tr> <tr> <td colspan="4">利用停止請求の理由</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		※ 請求者の区分	1 本人	本人の法定代理人		2 本人の任意代理人		決定通知書の文書番号 :			決定通知書の日付 :			開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			(行政文書の名称 :)			<table border="1"> <tr> <td>※ 利用停止請求の趣旨</td> <td>1 法第98条第1項第1号該当→</td> <td><input type="checkbox"/> 利用の停止</td> <td><input type="checkbox"/> 消去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 法第98条第1項第2号該当→</td> <td colspan="2">提供の停止</td> </tr> <tr> <td colspan="4">利用停止請求の理由</td> </tr> </table>			※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去		2 法第98条第1項第2号該当→	提供の停止		利用停止請求の理由			
※ 請求者の区分	1 本人	本人の法定代理人																																
	2 本人の任意代理人																																	
決定通知書の文書番号 :																																		
決定通知書の日付 :																																		
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等																																		
(行政文書の名称 :)																																		
<table border="1"> <tr> <td>※ 利用停止請求の趣旨</td> <td>1 法第98条第1項第1号該当→</td> <td><input type="checkbox"/> 利用の停止</td> <td><input type="checkbox"/> 消去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 法第98条第1項第2号該当→</td> <td colspan="2">提供の停止</td> </tr> <tr> <td colspan="4">利用停止請求の理由</td> </tr> </table>			※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去		2 法第98条第1項第2号該当→	提供の停止		利用停止請求の理由																							
※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去																															
	2 法第98条第1項第2号該当→	提供の停止																																
利用停止請求の理由																																		
<p>請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。</p> <p>ア 請求者本人確認書類</p> <p>□ 運転免許証 □ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）</p> <p>□ 個人番号カード</p> <p>□ 在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>□ その他（ ）</p> <p>□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。</p>																																		

(三)

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
(ア) 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名	_____
(ウ) 本人の住所 (居所)	_____
(エ) 本人の電話番号	_____
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他 () ハ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してくださ い。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

注2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する口に印を付してください。

3 請求の際には、運送免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合又は、これに加えて住民票の写し等）が必要です。

4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する口に印を付してください。

5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運送免許証等本人に対する限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

次の欄は 記入する必要がありません。

次の欄には、記入する必要がありません。

様式第21（第17条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書		第号
年	月	日
利用停止の内容		
利用停止請求の あつた部分及 びその理由		
利用停止の内容		
利用停止をしない こととした部分及 びその理由		
利用停止年月日		
担当課等		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）		
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第20（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書		第号
年	月	日
利用停止の内容		
利用停止請求の あつた部分及 びその内容 (行政文書の名称:)		
利用停止の内容		
利用停止年月日		
担当課等		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）		
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書		第 号			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
愛知県公営企業管理者企業庁長		印			
年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。					
<table border="1"> <tr> <td>利用停止請求の あつた保有個人情 報の内容 (行政文書の名称 :)</td> <td>利用停止をしな い こととした理由</td> <td>担当 課 等 電話 内線</td> </tr> </table>			利用停止請求の あつた保有個人情 報の内容 (行政文書の名称 :)	利用停止をしな い こととした理由	担当 課 等 電話 内線
利用停止請求の あつた保有個人情 報の内容 (行政文書の名称 :)	利用停止をしな い こととした理由	担当 課 等 電話 内線			

様式第23（第20条関係）

審議会諮詢通知書		第 号									
年 月 日	年 月 日	年 月 日									
愛知県公営企業管理者企業庁長		印									
年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮詢しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。											
<table border="1"> <tr> <td>審査請求に係る保 有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)</td> <td>審査請求の内容</td> <td>担当 課 等 電話 内線</td> </tr> <tr> <td>諮詢した日</td> <td>年 月 日</td> <td>内線</td> </tr> <tr> <td>担当 課 等</td> <td>電話</td> <td>内線</td> </tr> </table>			審査請求に係る保 有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容	担当 課 等 電話 内線	諮詢した日	年 月 日	内線	担当 課 等	電話	内線
審査請求に係る保 有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容	担当 課 等 電話 内線									
諮詢した日	年 月 日	内線									
担当 課 等	電話	内線									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求をすることができます。
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

愛知県企業庁管理規程第2号

愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 中川喜仁

愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第8号）の一部を次のとおり改正する。

第3条を次のように改める。

(管理職手当の月額)

第3条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の占める職に係る前条第2項又は第3項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当額欄に定める額（その額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、次に掲げる職員にあつては、当該額にそれぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む。） 愛知県企業庁職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第10号）の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）（以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）第4条の規定により採用された職員 勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の占める職に係る前条第2項又は第3項の規定による区分に応じ、別表第3の管理職手当額欄に定める額（その額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 愛知県企業庁職員の給与に関する規程の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「額」とあるのは、「額」に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛知県条例第47号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第11条に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程第3条の規定を適用する。

愛知県企業庁管理規程第3号

愛知県企業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 中川喜仁

愛知県企業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

愛知県企業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、企業庁長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るために組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、企業庁長がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

様式第2中「愛知県公営企業管理者企業庁長 印」を「愛知県公営企業管理者企業庁長 印」に、「注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」を
「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県公営企業管理者企業庁長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公営企業管理者企業庁長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」

様式第3から様式第5までの規定中「愛知県公営企業管理者企業庁長 印」を「愛知県公営企業管理者企業庁長 印」に改める。

様式第6を次のように改める。

に改める。

様式第6（第6条関係）

決定期間特例通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

愛知県公営企業管理者企業庁長

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、病院事業庁長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、病院事業庁長が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、病院事業庁長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、病院事業庁長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

(費用の負担)

第11条 条例第4条第2項の県の機関等の規程で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第14条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第15条 法第97条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。）は、様式第18のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

（利用停止決定通知書等の様式）

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

（1）法第98条第1項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20

（2）利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

（口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報）

第18条 病院事業庁長は、条例第5条第1項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

（口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類）

第19条 条例第5条第1項の規定による閲覧の求めをする者は、病院事業庁長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

（1）閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

（2）前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため病院事業庁長が適当と認める書類

（諮問の通知の様式）

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（愛知県病院事業庁長の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 愛知県病院事業庁長の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年愛知県病院事業庁管理規程第1号）は、廃止する。

様式第1 (第2条関係)

個人情報ファイル (表)

個人情報ファイルの種別 の提案の募集をする個人 情報ファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)
備 考	備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関 等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該 当する□にレ印を付すこと。 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、 別紙を添付すること。

著者 1 用紙のときは 日本語表記 A4 ハーフ

1 用紙の人ささげは、日本産業規格 A4 である。
2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機關等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該

3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	(所在地)
----------------------	-------	-------

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等

様式第2（第3条関係）

（裏）

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
<p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p>	
(イ) 本人の氏名	年　　月　　日
(ウ) 本人の住所（居所）	
(エ) 本人の電話番号	
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
<p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	
エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。	
<p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	
次の欄は、記入する必要がありません。	
担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をするときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。

3 顯示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（表）

保有個人情報開示請求書	
年　　月　　日	
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿	
氏　　名	郵便番号
住所（居所）	電話番号
個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。	
<p>※ 請求者の区分 <input type="checkbox"/> 1 本人 <input type="checkbox"/> 2 本人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 3 本人の任意代理人</p>	
開示請求をする保有個人情報の内容	
<p>※ 開示の実施の方法等 <input type="checkbox"/> この欄の記載は任意です。</p>	
<p>1 庁舎における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 実施の希望日 年　　月　　日</p>	
2 写しの送付を希望する。	
(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)	
請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。	
<p>ア 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証　<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。</p>	

様式第3（第4条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書		印
年 月 日	年 月 日	年 月 日
様	愛知県病院事業管理者病院事業庁長	印
年　月　日付けて開示請求のありました保有個人情報について、次とおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護により通知します。		
法律第32条第1項の規定により通知します。		
1 開示請求のあつた保有個人情報の内容		
(行政文書の名称：)		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施の方法等		
(1) 開示の実施の方法等		
(2) 開示を実施することができる日時及び場所		
期間：月　日から　月　日まで (日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)		
場所：		
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数		
(4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用　郵便手 写しの送付に要する費用　郵便手　円分		
4 担当課等		
電話　内線		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。)		
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求のほか、この処分の取消の訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。)		
注　当日は、この通知書及び連絡免許証等請求本人であることを証明する書類を郵便手の上記の開示場所までお送りください。		
備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第4（第4条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書		印
年 月 日	年 月 日	年 月 日
様	愛知県病院事業管理者病院事業庁長	印
年　月　日付けて開示請求のありました保有個人情報について、次とおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第32条第1項の規定により通知します。		
1 開示請求のあつた保有個人情報の内容		
(行政文書の名称：)		
2 開示しないこととした部分及びその理由		
3 開示する保有個人情報の利用目的		
4 開示の実施の方法等		
(1) 開示の実施の方法等		
(2) 開示を実施することができる日時及び場所		
期間：月　日から　月　日まで (日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)		
場所：		
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数		
(4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用　郵便手 写しの送付に要する費用　郵便手　円分		
5 担当課等		
電話　内線		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。)		
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求のほか、この処分の取消の訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。)		
注　当日は、この通知書及び連絡免許証等請求本人であることを証明する書類を郵便手の上記の開示場所までお送りください。		
備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第6（第5条関係）

決定期間延長通知書		
第 年	月	日
印		
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		

年 月 日付けで 請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の あつた保有個人情 報の内容 (行政文書の名称 :)	延長後の決定期間 年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由 担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書		
第 年	月	日
印		
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第32条第2項の規定により通知します。

開示請求のあつた 保有個人情報の内 容 (行政文書の名称 :)	開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由
担当課等	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることがあります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起するこどもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第6条関係）

事案移送書		決定期間特例通知書					
第 年 月 日	号	第 年 月 日	号				
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿		印					
<p>年 月 日 付けて 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。</p> <table border="1"> <tr> <td>請求のあった保有個人情報の内容</td> <td>(行政文書の名称 :)</td> </tr> <tr> <td>連絡先 :</td> <td> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合</p> <p>本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人</p> <p><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____</p> <p>本人の住所 (居所) _____</p> </td> </tr> </table>				請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	連絡先 :	<p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合</p> <p>本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人</p> <p><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____</p> <p>本人の住所 (居所) _____</p>
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)						
連絡先 :	<p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合</p> <p>本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人</p> <p><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____</p> <p>本人の住所 (居所) _____</p>						
添付資料等	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	理由	残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (年 月 日 に開示決定等を行う予定です。)				
備考		担当課等	電話 内線				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する□にレ印を付すこと。

様式第8（第7条関係）

事案移送書		決定期間特例通知書					
第 年 月 日	号	第 年 月 日	号				
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿		印					
<p>年 月 日 付けて 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長します。</p> <table border="1"> <tr> <td>開示請求のあった保有個人情報の内容</td> <td>(行政文書の名称 :)</td> </tr> <tr> <td>個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由</td> <td>年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。)</td> </tr> </table>				開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。)
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)						
個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。)						

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9（第7条関係）

意見照会書

第 年 月 日
号

様

愛知県病院事業管理者病院事業長

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求がありました保有個人情報に、あなたにに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により
より 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名称	年 月 日
開示請求のあつた保有個人情報に含まれるあなたに関する情報の内容	年 月 日
意見書の提出先（担当課等）	電話 内線
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

事案移送通知書

第 年 月 日
号愛知県病院事業管理者病院事業長
様

印

年 月 日付けで 請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第1条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあつた保有個人情報の内容	行政文書の名称：)
移送をした日	年 月 日
移送をした行政機関等（病院事業長の担当課等）	電話 内線
移送を受けた行政機関等（決定等をする行政機関等）	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第8条関係）

意見照会書

第 年 月 日
号

様

愛知県病院事業管理者病院事業長

印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求がありました保有個人情報に、あなたにに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。

開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名称	年 月 日
開示請求のあつた保有個人情報に含まれるあなたに関する情報の内容	年 月 日
意見書の提出先（担当課等）	電話 内線
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第8条関係）

開示決定に係る通知書		
年	月	日
開示に反対する意見書の提出 開示に反対する意見の表示		
有個人情報について、次のとおりその一部を開示することとしましたので、 個人情報の保護に関する法律第86条第3項 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第 3項の規定により通知します。		
開示請求のあつた保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	開示請求の年月日	年　月　日
開示請求のあつた保 有個人情報に含まれ ているあなたに開す る情報の内容	開示決定をした理由	開示に反対する場合 の意見
開示を実施する日	年　月　日	(2) 開示に反対する具体的理由
開示しないこととし た部分		
担当　課　等	電話　内線	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。）。		

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

意見書	
年　月　日	年　月　日
愛知県病院事業管理者病院事業庁長　印	
氏　名 郵便番号 住所（居所） 電話番号	
開示請求のあつた保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	
開示についての意見 （該当する番号を ○で囲んでください）	
1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。	
(1) 開示に反対する部分	
(2) 開示に反対する場合 の意見	

様式第13（第12条関係）

保有個人情報訂正請求書
(表)

年 月 日		年 月 日	
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿			
氏 名	郵 便 番 号	氏 名	郵 便 番 号
郵 便 番 号	住 所 (居 所)	郵 便 番 号	住 所 (居 所)
電 話 番 号	電 話 番 号	年 月 日に開示を受けた保有個人情報により、次のとおり訂正請求をします。	
保護に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。 1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人			
決定通知書の文書番号 :		決定通知書の文書番号 :	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称 :)		開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称 :)	
訂正請求の趣旨		開示の実施の方法	
訂正請求の理由		開示の実施の方法	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

- ア 請求者本人確認書類
 通証免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他（
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。）

様式第12（第10条関係）
保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日		年 月 日			
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿					
氏 名	郵 便 番 号	氏 名	郵 便 番 号		
郵 便 番 号	住 所 (居 所)	郵 便 番 号	住 所 (居 所)		
電 話 番 号	電 話 番 号	個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。			
1 保有個人情報開示 決定通知書等の日付及び文書番号 :				年 月 日 付 : 文書番号 :	
2 開示請求に係る保有個人情報の内容				1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額	
3 開示の実施の方法				年 月 日 午前 時 午後 時 円	

- 注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□に印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

保有個人情報訂正決定通知書		第	年	月	日
様		印			
愛知県病院事業管理者病院事業庁長					
年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報について、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。					
訂正請求のあった保有個人情報の内容					
行政文書の名称:					
訂正の内容	訂正前				
	訂正後				
訂正年月日	年 月 日				
担当課等	電話 内線				
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。					
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります）。					
3 1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります）。					
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。					

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。）					
<p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p>					
<p>(イ) 本人の氏名 _____</p>					
<p>(ウ) 本人の住所（居所）_____</p>					
<p>(エ) 本人の電話番号 _____</p>					
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。					
<p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>					
<p>エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。</p>					
<p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>					

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	備考
------	----

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付けてください。
 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

様式第15（第13条関係）

様式第16（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

年月日 第年月日

愛知県病院事業管理者病院事業庁長 様

印

年月日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

担当課等	電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15（第13条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

年月日 第年月日

印

愛知県病院事業管理者病院事業庁長

年月日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあつた保有個人情報の内容	（行政文書の名称：）	
	訂正前	
	訂正後	

- 訂正をしないこととした部分及びその理由
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。
 - 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業長となります。）。

様式第17(第14条関係)

保有個人情報訂正実施通知書	第 年 月 日	号
印		
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		
様		

年 月 日付で提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内 容	年 月 日 (行政文書の名称:)
訂正請求者の氏名	
訂正請求の趣旨	
訂 正 の 内 容	訂正前 訂正後
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18(第15条関係)

決定期間特例通知書	第 年 月 日	号
印		
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		
様		

年 月 日付で請求のありました保有個人情報に
ついては、個人情報の保護に関する法律第
条の規定により、次のとおり決定する期限を延長します。

請求の あった保有個人情 報の内容 (行政文書の名称:)	請求の 個人情報の保護に 関する法律第 (決定等 の期限の特例) の規定を適用する理 由
決定等を する期限	決定等を する期限
担 当 課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19（第16条関係）

(三)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載)

（ア）木々の状況 未確定者（ 未 生）

成年被後見人
成年後見人委任狀

本ノリの名

（居所）本人の住所

二) 本人の電話番号

□ 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
□ 請求書類
□ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

□ 登記事項証明書（請求日前30日以内に作成された）

□ その他 (れたもの)

任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください

○ 請求資格確認書類
○ 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)

（）□ 2007年1月1日

次の欄は 記入する必要がある欄

担当課等
備考

注1 2 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
注2 利用停止請求の趣旨欄は 法第98条第1項第1号を選択した場合は 該当す

4 請求者の本人へ確認書類等の各欄に該当する口にレ印を付してください。
5 任章代理へが委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印¹を付けてください。

鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る)を添付し、又は委任者の眞面目証等本人に對し、一に限り發行される書類の写しを併せて提出し

てください。委任状は、原本に限ります。

前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

保有個人情報利用停止請求書	
年月日	年月日
愛知県病院事業管理者病院事業庁長 殿	
氏名 郵便番号 住所(居所) 電話番号	
保護に関する法律第99条第1項の規定により、次とおり利用停止請求をします。	
年月日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の	
※ 請求者の区分	
1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:
利用停止請求をする保有個人情報の内容	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称:)	
※ 利用停止請求の趣旨	
1 法第98条第1項第1号該当→ 2 法第98条第1項第2号該当→	利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 提供の停止
利用停止請求の理由	
請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。	
ア 請求者本人確認書類	
□ 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)	
□ 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
その他()	
□ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。	

様式第20（第17条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書	
年 月 日	号
愛知県病院事業管理者病院事業庁長	
年 月 日	印
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次とおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。	
利用停止請求の あつた保有個人 情報の内容 (行政文書の名称:)	利用停止の内容 (行政文書の名称:)
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	利用停止の内容
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴えにおいて愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります)。

3 1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴えにおいて愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書	
年 月 日	号
愛知県病院事業管理者病院事業庁長	
年 月 日	印
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次とおり決定しますので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。	
利用停止請求の あつた保有個人 情報の内容 (行政文書の名称:)	利用停止の内容 (行政文書の名称:)
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	利用停止の内容
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴えにおいて愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります)。

3 1の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴えにおいて愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会 詮問通知書		年 月 日	年 月 日	年 月 日				
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		印						
<p>年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>審査請求に係る保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)</td> <td>審査請求の内容 (行政文書の名称 :)</td> <td>諮問した日 年 月 日</td> <td>担当課等 電話 内線</td> </tr> </table>					審査請求に係る保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容 (行政文書の名称 :)	諮問した日 年 月 日	担当課等 電話 内線
審査請求に係る保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容 (行政文書の名称 :)	諮問した日 年 月 日	担当課等 電話 内線					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書		年 月 日	年 月 日	年 月 日			
愛知県病院事業管理者病院事業庁長		印					
<p>年 月 日付けで利用不停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用不停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用停止請求の あつた保有個人情報 の内容 (行政文書の名称 :)</td> <td>利用停止をしない こととした理由</td> <td>担当課等 電話 内線</td> </tr> </table>					利用停止請求の あつた保有個人情報 の内容 (行政文書の名称 :)	利用停止をしない こととした理由	担当課等 電話 内線
利用停止請求の あつた保有個人情報 の内容 (行政文書の名称 :)	利用停止をしない こととした理由	担当課等 電話 内線					

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

愛知県病院事業庁管理規程第2号

愛知県病院事業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

愛知県病院事業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

愛知県病院事業庁長が管理する行政文書の開示に関する規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、病院事業庁長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、病院事業庁長がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

様式第2中「注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」を
「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して3箇月以内に、愛知県病院事業管理者病院事業庁長に対し
て審査請求をすることができます。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告として
この処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛
知県を代表する者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを
知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の
取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表す
る者は、愛知県病院事業管理者病院事業庁長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。」
様式第6を次のように改める。

に改める。

様式第6（第6条関係）

決定期間特例通知書

年 第号
月 日

様

愛知県病院事業管理者病院事業庁長

印

年 月 日付で開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7中「(愛知県病院事業管理者)」を「(病院事業庁長)」に改める。

様式第8別紙中

開示に反対する場合の反対の理由

を

(1) 開示に反対する部分

開示に反対する場合の意見

(2) 開示に反対する具体的理由

に改める。

第15条第3項

様式第9中 愛知県情報公開条例

を

第19条第5項において準用する同条例第15条第3項」

「愛知県情報公開条例第15条第3項

に改める。

愛知県情報公開条例第19条第5項において準用する同条例第15条第3項」

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

定年引上げに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和五年一月一十八日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則一一一一一

定年引上げに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一一)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 職員(次項各号に掲げる職員を除く)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 第二条に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第二百十号)第十条第二項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとな

つた職員を含む。) 勤務時間条例第二条第一項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)第四条の規定により採用された職員 勤務時間条例第二条第四項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

5 二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額を超過するときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(端数計算)

第三条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

4 附則に次の二項を加える。

職員の給与に関する条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第四項の規定の適用について、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「額」とあるのは「額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第三 調整基本額表(第二条別表)		職務の級	調整基本額
行政職給料表	1級	5,800円	調整基本額
	2級	6,600円	
	3級	7,800円	
	4級	8,400円	
	5級	8,900円	
	6級	9,700円	
公安職給料表	7級	11,000円	
	8級	12,000円	
	9級	13,500円	
	10級	16,000円	
	1級	7,400円	
	2級	7,800円	
教育職給料表(一)	3級	7,900円	
	4級	8,900円	
	5級	9,400円	
	6級	9,800円	
	7級	10,500円	
	8級	11,600円	
教育職給料表(二)	9級	12,600円	
	1級	7,200円	
	2級	8,400円	
	3級	10,200円(職員の始与に関する別表第七回の備考(二)に規定する職員にあつては、10,400円)	
	4級	12,900円	
	1級	6,900円	
医療職給料表(一)	2級	8,300円	
	特2級	9,200円	
	3級	10,000円(職員の始与に関する別表第七回の備考(二)に規定する職員にあつては、10,200円)	
	4級	12,400円	
	1級	9,100円	
	2級	10,400円	
医療職給料表(二)	3級	12,100円	
	4級	14,300円	
	5級	17,400円	
	1級	5,800円	
	2級	6,600円	
	3級	7,500円	
医療職給料表(三)	4級	7,900円	
	5級	8,700円	
	6級	9,900円	
	7級	11,200円	
	8級	13,100円	
	1級	7,200円	
福祉職給料表	2級	7,800円	
	3級	8,100円	
	4級	8,400円	
	5級	8,900円	
	6級	9,700円	
	6級	11,000円	

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第二条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一二)の一部を次のように改正する。

2 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表	職員の区分	2項職員	3項職員
期間の区分		円 35,600 21,000	円 35,600 21,000
1年未満		35,600	35,600
1年以上2年未満		35,600	35,600
2年以上3年未満		35,600	35,600
3年以上4年未満		35,600	35,600
4年以上5年未満		35,600	35,600
5年以上6年未満		35,600	35,600
6年以上7年未満		34,300	34,300
7年以上8年未満		33,000	33,000
8年以上9年未満		31,800	31,800
9年以上10年未満		30,500	30,500
10年以上11年未満		29,300	29,300
11年以上12年未満		28,000	28,000
12年以上13年未満		26,700	26,700
13年以上14年未満		25,500	25,500
14年以上15年未満		24,500	24,500
15年以上16年未満		23,500	23,500
16年以上17年未満		22,500	22,500
17年以上18年未満		21,600	21,600
18年以上19年未満		20,600	20,600
19年以上20年未満		19,600	19,600
20年以上21年未満		18,600	18,600
21年以上22年未満		18,200	18,200
22年以上23年未満		17,800	17,800
23年以上24年未満		17,100	17,100
24年以上25年未満		16,700	16,700
25年以上26年未満		16,200	16,200
26年以上27年未満		15,800	15,800
27年以上28年未満		15,400	15,400
28年以上29年未満		14,800	14,800
29年以上30年未満		14,600	14,600
30年以上31年未満		14,400	14,400
31年以上32年未満		13,900	13,900
32年以上33年未満		13,300	13,300
33年以上34年未満		12,700	12,700
34年以上35年未満		12,200	12,200

備考
 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項に規定する職員を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職員を占める職員をいう。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第三条 通勤手当に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一四)の一部を次のように改正する。
 第八条の五の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条の二第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第四条 管理職手当に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一二二)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(手当の月額)

第二条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の占める職に係る前条第二項又は第三項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額(その額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に百分の一十五を乗じて得た額を超えるときは、当該最高の号給の給料月額に百分の一十五を乗じて得た額に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、次に掲げる職員にあつては、当該額にそれぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む)の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第四号)以下「勤務時間条例」という)第二条第二項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)第四条の規定により採用された職員 勤務時間条例第二条第四項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の占める職に係る前条第二項又は第三項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額(その額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に百分の一十五を乗じて得た額を超えるときは、当該最高の号給の給料月額に百分の一十五を乗じて得た額に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、勤務時間条例第二条第三項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

2 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。
 条例附則第七項の規定の適用を受けた職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「額」とあるのは、「額」に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第五条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一二二)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」という。)で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」)を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号イ中「附則第七項」を「附則第十八項」に改め、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条第一項第一号ア中「附則第七項」を「附則第十八項」に改める。

第十四条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(給料に関する規則の一部改正)

第六条 給料に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一一六)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一項及び第十二項」を「及び第十一項」に改める。

第十五条中「昇格させた場合におけるその者の号給は、前条」を「昇格させる場合において、前条の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同条」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(降格)

第十五条の二 職員を降格させる場合には、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

第十六条第一項中「号給は」の下に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に対応する降格時号給対応表(別表第三十七の十三から別表第三十七の二十一まで)に定める降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第二項中「場合」の下に「(教育職給料表)の職務の級二級から一級に降格させた場合を除く。」を加え、同条第三項を削る。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十条の三第一項中「別表第三十七の十三」を「別表第三十七の二十一」に改める。

第二十条の四中「別表第二に掲げる」を「別表第二号に掲げる職を占める」に改める。

別表第三十七の十三を別表第三十七の二十一とし、別表第三十七の二十一の次に次の十表を加える。

別表第三十七の十三 (第十六条関係)

行政職給料表降格時号給対応表

	28	68	44	44	36	36	48	47	53	
29	70	45	45	37	52	52	53			
30	72	46	46	38	56	57	53			
31	74	47	47	39	67	64	53			
32	76	48	48	40	80	65	53			
33	78	49	49	41	82	65	53			
34	80	50	50	42	42	84	65	53		
35	82	51	51	43	43	85	65	53		
36	84	52	52	44	44	85	65	53		
37	86	53	53	45	45	85	65	53		
38	88	54	54	46	46	85	65	53		
39	90	55	55	47	47	85	65	53		
40	92	56	56	48	48	85	65	53		
41	93	58	58	49	50	85	65	53		
42	93	60	58	50	52	85	65			
43	93	62	59	51	54	85	65			
44	93	64	60	52	56	85	65			
45	93	66	63	53	58	85	65			
46	93	68	66	54	60	85	65			
47	93	70	69	55	62	85	65			
48	93	72	72	56	64	85	65			
49	93	76	75	57	66	85	65			
50	93	80	78	58	76	85	65			
51	93	84	81	59	88	85	65			
52	93	88	84	60	92	85	65			
53	93	93	88	61	93	85	65			
54	93	98	92	62	93	85				
55	93	103	97	63	93	85				
56	93	109	102	64	93	85				
57	93	115	107	65	93	85				
58	93	121	112	66	93	85				
59	93	125	113	67	93	85				
60	93	125	113	68	93	85				

降格した 日の前日 に受けた 号給	降格後の号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	41	41
16	48	32	32	24	24	28	28	52	41
17	49	33	33	25	25	29	29	53	41
18	50	34	34	26	26	30	30	53	41
19	51	35	35	27	27	31	31	53	41
20	52	36	36	28	28	32	32	53	41
21	53	37	37	29	29	34	33	53	41
22	54	38	38	30	30	36	34	53	
23	55	39	39	31	31	38	35	53	
24	56	40	40	32	32	40	36	53	
25	59	41	41	33	33	42	38	53	
26	62	42	42	34	34	44	40	53	
27	65	43	43	35	35	46	42	53	

96	93	125	113							61	93	125	113	69	93	85
97	93	125	113							62	93	125	113	70	93	85
98	93	125								63	93	125	113	71	93	85
99	93	125								64	93	125	113	72	93	85
100	93	125								65	93	125	113	73	93	85
101	93	125								66	93	125	113	74	93	
102	93	125								67	93	125	113	75	93	
103	93	125								68	93	125	113	80	93	
104	93	125								69	93	125	113	85	93	
105	93	125								70	93	125	113	88	93	
106	93	125								71	93	125	113	89	93	
107	93	125								72	93	125	113	90	93	
108	93	125								73	93	125	113	91	93	
109	93	125								74	93	125	113	92	93	
110	93	125								75	93	125	113	94	93	
111	93	125								76	93	125	113	96	93	
112	93	125								77	93	125	113	97	93	
113	93	125								78	93	125	113	97	93	
114	93									79	93	125	113	97	93	
115	93									80	93	125	113	97	93	
116	93									81	93	125	113	97	93	
117	93									82	93	125	113	97	93	
118	93									83	93	125	113	97	93	
119	93									84	93	125	113	97	93	
120	93									85	93	125	113	97	93	
121	93									86	93	125	113	97		
122	93									87	93	125	113	97		
123	93									88	93	125	113	97		
124	93									89	93	125	113	97		
125	93									90	93	125	113	97		
										91	93	125	113	97		
										93	93	125	113	97		
										94	93	125	113			
										95	93	125	113			

別表第三十七の十四 (第十六条関係)

公安職給料表降格時号給対応表

30	37	42	46	54	38	42	49
31	38	43	47	55	39	43	55
32	39	44	48	56	40	44	68
33	40	45	49	57	41	45	70
34	42	46	50	58	42	46	72
35	43	47	51	59	43	47	73
36	44	48	52	60	44	48	73
37	45	49	53	61	45	49	73
38	46	50	54	62	46	50	73
39	47	51	55	63	47	51	73
40	48	52	56	64	48	52	73
41	49	53	57	65	49	54	73
42	50	54	58	66	50	56	73
43	51	55	59	67	51	58	73
44	52	56	60	68	52	68	73
45	53	57	61	70	53	59	73
46	54	58	62	72	54	54	82
47	55	59	63	74	55	55	85
48	56	60	64	76	56	56	85
49	57	61	65	77	57	59	85
50	58	61	66	78	58	62	85
51	59	63	67	79	59	65	85
52	60	64	68	80	60	75	85
53	61	65	69	81	61	87	85
54	62	66	70	82	62	90	85
55	63	67	71	83	63	93	85
56	64	68	72	84	64	93	85
57	65	69	73	86	65	93	85
58	66	70	74	88	66	93	85
59	67	71	75	90	67	93	85
60	68	72	76	92	68	93	85
61	69	73	77	95	69	93	85
62	70	74	78	98	70	93	85

98	116	114	138	133	63	71	75	79	101	71	93	85
99	118	115	139	133	64	72	76	80	104	72	93	85
100	120	116	141	133	65	73	77	81	105	73	93	85
101	122	119	141	133	66	74	78	82	106	74	93	85
102	124	122	141	133	67	75	79	83	107	75	93	85
103	125	125	141	133	68	76	80	84	116	78	93	85
104	125	128	141	133	69	77	81	86	126	79	93	85
105	125	131	141	133	70	78	82	88	128	80	93	85
106	125	134	141	133	71	79	83	90	130	81	93	85
107	125	137	141	133	72	80	84	92	132	82	93	85
108	125	140	141	133	73	81	85	93	133	83	93	85
109	125	142	141	133	74	82	86	94	133	84	93	
110	125	144	141		75	83	87	95	133	85	93	
111	125	145	141		76	84	88	96	133	86	93	
112	125	145	141		77	86	89	97	133	87	93	
113	125	145	141		78	88	90	98	133	88	93	
114	125	145	141		79	90	91	99	133	89	93	
115	125	145	141		80	92	92	100	133	90	93	
116	125	145	141		81	93	93	101	133	91	93	
117	125	145	141		82	94	94	102	133	92	93	
118	125	145	141		83	95	95	103	133	93	93	
119	125	145	141		84	96	96	104	133	94	93	
120	125	145	141		85	97	97	105	133	95	93	
121	125	145	141		86	98	98	106	133	96		
122	125	145	141		87	99	99	107	133	97		
123	125	145	141		88	100	100	108	133	98		
124	125	145	141		89	101	102	110	133	99		
125	125	145	141		90	102	104	112	133	100		
126	125	145	141		91	103	106	114	133	101		
127	125	145	141		92	104	108	116	133	102		
128	125	145	141		93	106	109	118	133	109		
129	125	145	141		94	108	110	120	133			
130	125	145	141		95	110	111	122	133			
131	125	145	141		96	112	112	132	133			
132	125	145	141		97	114	113	137	133			

別表第三十七の十五（第十六条関係）

教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	78

133	125	145	141
134	125	145	
135	125	145	
136	125	145	
137	125	145	
138	125	145	
139	125	145	
140	125	145	
141	125	145	
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		

67	151	153	32	56	84	80
68	161	153	33	59	85	84
69	161	153	34	62	86	88
70	161	153	35	65	87	92
71	161	153	36	68	88	93
72	161	153	37	69	89	93
73	161	153	38	70	90	93
74	161	153	39	71	91	93
75	161	153	40	72	92	93
76	161	153	41	74	93	93
77	161	153	42	76	94	93
78	161	153	43	78	95	93
79	161	153	44	80	96	93
80	161	153	45	82	97	93
81	161	153	46	84	98	93
82	161	153	47	86	99	93
83	161	153	48	88	100	93
84	161	153	49	90	102	93
85	161	153	50	92	104	93
86	161	153	51	94	106	93
87	161	153	52	96	108	93
88	161	153	53	98	110	93
89	161	153	54	100	112	93
90	161	153	55	102	114	93
91	161	153	56	104	116	93
92	161	153	57	107	122	93
93	161	153	58	110	128	93
94	161	153	59	113	134	93
95	161	153	60	116	148	93
96	161	153	61	121	150	93
97	161	153	62	126	152	
98	161	153	63	131	153	
99	161	153	64	136	153	
100	161	153	65	141	153	
101	161	153	66	146	153	

137	161	102	161
138	161	103	161
139	161	104	161
140	161	105	161
141	161	106	161
142	161	107	161
143	161	108	161
144	161	109	161
145	161	110	161
146	161	111	161
147	161	112	161
148	161	113	161
149	161	114	161
150	161	115	161
151	161	116	161
152	161	117	161
153	161	118	161
		119	161
		120	161
		121	161
		122	161
		123	161
		124	161
		125	161
		126	161
		127	161
		128	161
		129	161
		130	161
		131	161
		132	161
		133	161
		134	161
		135	161
		136	161

137	161
138	161
139	161
140	161
141	161
142	161
143	161
144	161
145	161
146	161
147	161
148	161
149	161
150	161
151	161
152	161
153	161

29	37	65	77	37	105
30	38	66	78	38	105
31	39	67	79	39	105
32	40	68	80	40	105
33	41	69	81	41	105
34	42	70	82	42	105
35	43	71	83	43	105
36	44	72	84	44	105
37	45	73	85	45	105
38	46	74	86	46	105
39	47	75	87	47	105
40	48	76	88	48	105
41	51	77	89	49	105
42	54	78	90	50	105
43	57	79	91	51	105
44	60	80	92	52	105
45	62	81	93	53	105
46	64	82	94	54	105
47	66	83	95	55	105
48	68	84	96	56	105
49	70	85	97	57	105
50	72	86	98	58	105
51	74	87	99	59	105
52	76	88	100	60	105
53	78	89	101	61	105
54	80	90	102	62	105
55	82	91	103	63	105
56	84	92	104	64	105
57	85	93	105	65	105
58	86	94	106	66	105
59	87	95	107	67	105
60	88	96	108	68	105
61	91	97	110	69	105
62	94	98	112	70	

別表第三十七の十六 (第十六条関係)

教育職給料表(ニ)降格特号給対応表

降格した日の前日 に受けた号給	1級	2級		特2級		3級	
		(特2級 から降 格の場 合)	(3級か らの降 格の場 合)				
1	9	37	49	9	9	57	
2	10	38	50	10	10	58	
3	10	39	51	11	11	59	
4	11	40	52	12	12	60	
5	12	41	53	13	13	61	
6	13	42	54	14	14	62	
7	14	43	55	15	15	63	
8	15	44	56	16	16	64	
9	16	45	57	17	17	65	
10	17	46	58	18	18	66	
11	18	47	59	19	19	67	
12	19	48	60	20	20	68	
13	20	49	61	21	21	69	
14	21	50	62	22	22	70	
15	23	51	63	23	23	71	
16	24	52	64	24	24	72	
17	25	53	65	25	25	73	
18	26	54	66	26	26	74	
19	27	55	67	27	27	75	
20	28	56	68	28	28	80	
21	29	57	69	29	29	85	
22	30	58	70	30	30	90	
23	31	59	71	31	31	96	
24	32	60	72	32	32	100	
25	33	61	73	33	33	102	
26	34	62	74	34	34	104	
27	35	63	75	35	35	105	
28	36	64	76	36	36	105	

98	125	162	165	109	63	97	99	114	71
99	125	165	165	109	64	100	100	116	72
100	125	165	165	109	65	107	101	117	73
101	125	165	165	109	66	114	102	118	74
102	125	165	165	109	67	121	103	119	75
103	125	165	165	109	68	125	104	120	76
104	125	165	165	109	69	125	105	122	77
105	125	165	165	109	70	125	106	124	78
106	125	165	165	109	71	125	107	126	79
107	125	165	165	109	72	125	108	128	80
108	125	165	165	109	73	125	109	130	82
109	125	165	165	109	74	125	110	140	84
110	125	165	165	109	75	125	111	155	86
111	125	165	165	109	76	125	112	160	88
112	125	165	165	109	77	125	114	162	89
113	125	165	165	109	78	125	116	164	90
114	125	165	165	109	79	125	118	165	91
115	125	165	165	109	80	125	120	165	95
116	125	165	165	109	81	125	121	165	99
117	125	165	165	109	82	125	122	165	103
118	125	165	165	109	83	125	123	165	107
119	125	165	165	109	84	125	124	165	109
120	125	165	165	109	85	125	125	165	109
121	125	165	165	109	86	125	126	165	109
122	125	165	165	109	87	125	127	165	109
123	125	165	165	109	88	125	128	165	109
124	125	165	165	109	89	125	130	165	109
125	125	165	165	109	90	125	134	165	109
126	125	165	165	109	91	125	138	165	109
127	125	165	165	109	92	125	142	165	109
128	125	165	165	109	93	125	146	165	109
129	125	165	165	109	94	125	150	165	109
130	125	165	165	109	95	125	153	165	109
131	125	165	165	109	96	125	156	165	109
132	125	165	165	109	97	125	159	165	109

133	125
134	125
135	125
136	125
137	125
138	125
139	125
140	125
141	125
142	125
143	125
144	125
145	125
146	125
147	125
148	125
149	125
150	125
151	125
152	125
153	125
154	125
155	125
156	125
157	125
158	125
159	125
160	125
161	125
162	125
163	125
164	125
165	125

別表第三十七の十七 (第十六条関係)
教育障害料率(三)障害料率

表一應付時時號給料表(三)降格教育職業

降格した日の前日に受けつい た号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	13	21	21	53
2	13	22	22	54
3	13	23	23	55
4	15	24	24	56
5	16	25	25	57
6	17	26	26	58
7	18	27	27	59
8	19	28	28	60
9	20	29	29	61
10	22	30	30	62
11	23	31	31	63
12	24	32	32	64
13	25	33	33	65
14	26	34	34	66
15	27	35	35	67
16	28	36	36	68
17	29	37	37	70
18	30	38	38	72
19	31	39	39	74
20	32	40	40	76
21	33	41	41	78
22	34	42	42	82
23	35	43	43	85
24	36	44	44	88
25	37	45	45	91
26	38	46	46	94
27	39	47	47	97
28	40	48	48	97
29	44	49	49	97
30	48	50	50	97
31	52	51	51	97

67	141	91	113	32	56	52	52	97
68	141	92	113	33	58	53	54	97
69	141	94	113	34	60	54	56	97
70	141	96	113	35	62	55	58	97
71	141	98	113	36	64	56	60	97
72	141	100	113	37	67	57	61	97
73	141	101	113	38	70	58	62	97
74	141	102	113	39	73	59	63	97
75	141	103	113	40	76	60	64	97
76	141	104	113	41	78	61	66	97
77	141	105	113	42	80	62	68	97
78	141	106	113	43	82	63	70	97
79	141	107	113	44	84	64	72	97
80	141	125	113	45	86	65	75	97
81	141	125	113	46	88	66	78	97
82	141	125	113	47	90	67	81	97
83	141	125	113	48	92	68	84	97
84	141	125	113	49	96	70	88	97
85	141	125	113	50	100	72	92	
86	141	125	113	51	104	74	97	
87	141	125	113	52	108	76	102	
88	141	125	113	53	113	77	107	
89	141	125	113	54	118	78	110	
90	141	125	113	55	123	79	113	
91	141	125	113	56	128	80	113	
92	141	125	113	57	132	81	113	
93	141	125	113	58	136	82	113	
94	141	125	113	59	140	83	113	
95	141	125	113	60	141	84	113	
96	141	125	113	61	141	85	113	
97	141	125	113	62	141	86	113	
98	141	125	113	63	141	87	113	
99	141	125	113	64	141	88	113	
100	141	125	113	65	141	89	113	
101	141	125	113	66	141	90	113	

別表第三十七の十八（第十六条関係）

研究懲給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けた号給	1級	2級	3級	4級	5級
1 25	33	17	21	53	
2 26	34	18	22	54	
3 27	35	19	23	55	
4 28	36	20	24	56	
5 29	37	21	25	57	
6 30	38	22	26	58	
7 31	39	23	27	59	
8 32	40	24	28	60	
9 33	41	25	29	62	
10 34	42	26	30	64	
11 35	43	27	31	66	
12 36	44	28	32	68	
13 37	45	29	33	70	
14 38	46	30	34	72	
15 39	47	31	35	77	
16 40	48	32	36	77	
17 41	50	33	38	77	
18 42	52	34	40	77	
19 43	54	35	42	77	
20 44	56	36	44	77	
21 46	59	37	46	77	
22 48	62	38	48		
23 50	65	39	50		
24 52	68	40	52		
25 54	70	41	54		
26 56	72	42	58		
27 58	74	43	61		
28 60	76	44	64		
29 62	77	46	67		
30 64	78	48	70		
31 66	79	50	76		

67	121	121	113	89	32	68	80	52	80
68	121	121	113	89	33	70	84	53	83
69	121	121	113	89	34	72	88	54	86
70	121	121	113	89	35	74	92	55	89
71	121	121	113	89	36	76	96	56	89
72	121	121	113	89	37	78	99	58	89
73	121	121	113	89	38	80	102	60	89
74	121	121	113	89	39	82	106	62	89
75	121	121	113	89	40	84	110	64	89
76	121	121	113	89	41	86	115	67	89
77	121	121	113	89	42	88	120	70	89
78	121	121	113		43	90	121	74	89
79	121	121	113		44	92	121	78	89
80	121	121	113		45	93	121	82	89
81	121	121	113		46	94	121	86	89
82	121	121	113		47	95	121	89	89
83	121	121	113		48	96	121	92	89
84	121	121	113		49	97	121	94	89
85	121	121	113		50	98	121	96	89
86	121	121	113		51	99	121	98	89
87	121	121	113		52	100	121	100	89
88	121	121	113		53	102	121	103	89
89	121	121	113		54	104	121	106	89
90	121	121	113		55	106	121	109	89
91	121	121	113		56	108	121	112	89
92	121	121	113		57	111	121	113	89
93	121	121	113		58	114	121	113	89
94	121	121	113		59	117	121	113	89
95	121	121	113		60	120	121	113	89
96	121	121	113		61	121	121	113	89
97	121	121	113		62	121	121	113	89
98	121	121	113		63	121	121	113	89
99	121	121	113		64	121	121	113	89
100	121	121	113		65	121	121	113	89
101	121	121	113		66	121	121	113	89

別表第三十七の十九（第十六条関係）
医療職給料表(-)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けつい た号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	69
16	36	32	40	72
17	37	33	41	75
18	38	34	42	78
19	39	35	43	81
20	40	36	44	81
21	41	37	45	81
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	46	41	49	
26	48	42	50	
27	52	43	51	
28	56	44	52	
29	59	45	53	
30	62	46	54	
31	65	47	55	

67	65	97	89	88	32	65	48	56
68	65	97	89	88	33	65	49	57
69	65	97	89	88	34	65	50	58
70	65	97	89	88	35	65	51	59
71	65	97	89	88	36	65	52	60
72	65	97	89	88	37	65	54	62
73	65	97	89	88	38	65	56	64
74	65	97	89	88	39	65	58	66
75	65	97	89	88	40	65	60	68
76	65	97	89	88	41	65	62	70
77	65	97	89	88	42	65	64	74
78	65	97	89	88	43	65	66	78
79	65	97	89	88	44	65	68	82
80	65	97	89	88	45	65	71	86
81	65	97	89	88	46	65	74	88
82	65	97	89	88	47	65	77	89
83	65	97	89	88	48	65	82	89
84	65	97	89	88	49	65	87	89
85	65	97	89	88	50	65	92	89
86	65	97	89	88	51	65	97	89
87	65	97	89	88	52	65	97	89
88	65	97	89	88	53	65	97	89
89	65	97	89	88	54	65	97	89
90	65	97	89	88	55	65	97	89
91	65	97	89	88	56	65	97	89
92	65	97	89	88	57	65	97	89
93	65	97	89	88	58	65	97	89
94	65	97	89	88	59	65	97	89
95	65	97	89	88	60	65	97	89
96	65	97	89	88	61	65	97	89
97	65	97	89	88	62	65	97	89
98	65	97	89	88	63	65	97	89
99	65	97	89	88	64	65	97	89
100	65	97	89	88	65	65	97	89
101	65	97	89	88	66	65	97	89

別表第三十七の二十（第十六条関係）

医療職給料表(二)降格時号給対応表

	30	52	46	42	46	46	84	65	降格後の号給						
									1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
31	54	47	43	47	47	47	88	65	1	21	17	13	17	17	25
32	56	48	44	48	48	89	65	65	2	22	18	14	18	18	26
33	58	49	45	50	50	89	65	65	3	23	19	15	19	19	27
34	60	50	46	52	52	89	65	65	4	24	20	16	20	20	28
35	62	51	47	54	54	89	65	65	5	25	21	17	21	21	29
36	64	52	48	56	56	89	65	65	6	26	22	18	22	22	30
37	66	53	49	57	59	89	65	65	7	27	23	19	23	23	31
38	68	54	50	58	62	89			8	28	24	20	24	24	32
39	70	55	51	59	65	89			9	29	25	21	25	25	33
40	72	56	52	60	69	89			10	30	26	22	26	26	34
41	74	57	53	63	73	89			11	31	27	23	27	27	35
42	76	58	54	66	77	89			12	32	28	24	28	28	39
43	78	59	55	69	81	89			13	33	29	25	29	29	43
44	80	60	56	72	88	89			14	34	30	26	30	30	47
45	82	61	57	76	90	89			15	35	31	27	31	31	51
46	84	62	58	80	92	89			16	36	32	28	32	32	64
47	85	63	59	84	93	89			17	37	33	29	33	33	65
48	85	64	60	90	93	89			18	38	34	30	34	34	65
49	85	65	61	96	93	89			19	39	35	31	35	35	65
50	85	66	62	102	93	89			20	40	36	32	36	36	65
51	85	67	63	105	93	89			21	41	37	33	37	37	65
52	85	68	64	105	93	89			22	42	38	34	38	40	65
53	85	70	65	105	93	89			23	43	39	35	39	42	65
54	85	72	66	105	93	89			24	44	40	36	40	44	65
55	85	74	67	105	93	89			25	45	41	37	41	41	65
56	85	76	68	105	93	89			26	46	42	38	42	42	65
57	85	78	69	105	93	89			27	47	43	39	43	43	65
58	85	80	70	105	93	89			28	48	44	40	44	44	65
59	85	82	71	105	93	89			29	50	45	41	45	45	65
60	85	84	72	105	93	89									
61	85	91	74	105	93	89									
62	85	98	76	105	93	89									

96	85	105	113		63	85	105	78	105	93	89
97	85	105	113		64	85	105	80	105	93	89
98	85	105	113		65	85	105	82	105	93	89
99	85	105	113		66	85	105	84	105	93	
100	85	105	113		67	85	105	86	105	93	
101	85	105	113		68	85	105	88	105	93	
102	85	105	113		69	85	105	89	105	93	
103	85	105	113		70	85	105	90	105	93	
104	85	105	113		71	85	105	91	105	93	
105	85	105	113		72	85	105	92	105	93	
106		105			73	85	105	94	105	93	
107		105			74	85	105	113	105	93	
108		105			75	85	105	113	105	93	
109		105			76	85	105	113	105	93	
110		105			77	85	105	113	105	93	
111		105			78	85	105	113	105	93	
112		105			79	85	105	113	105	93	
113		105			80	85	105	113	105	93	
					81	85	105	113	105	93	
					82	85	105	113	105	93	
					83	85	105	113	105	93	
					84	85	105	113	105	93	
					85	85	105	113	105	93	
					86	85	105	113	105	93	
					87	85	105	113	105	93	
					88	85	105	113	105	93	
					89	85	105	113	105	93	
					90	85	105	113	105		
					91	85	105	113	105		
					92	85	105	113	105		
					93	85	105	113	105		
					94	85	105	113			
					95	85	105	113			

別表第三十七の二十一（第十六条関係）

医療職給料表(三)降格時号給対応表

30	46	54	42	46	52	46	降格後の号給					
							降格した日の前日 に受けた号給					
31	47	55	43	47	54	47	1級	2級	3級	4級	5級	6級
32	48	56	44	48	56	48	1	17	25	13	17	21
33	49	57	45	49	58	49	2	17	26	14	18	22
34	50	58	46	50	60	50	3	17	27	15	19	23
35	51	59	47	51	62	51	4	18	28	16	20	24
36	52	60	48	52	64	56	5	19	29	17	21	25
37	53	61	49	53	66	61	6	20	30	18	22	26
38	54	62	50	54	68	66	7	21	31	19	23	27
39	55	63	51	55	70	69	8	22	32	20	24	28
40	56	64	52	56	72	72	9	23	33	21	25	29
41	57	65	53	57	78	77	10	24	33	21	25	29
42	58	66	54	58	84	82	11	25	34	22	26	30
43	59	67	55	59	90	87	12	26	35	23	27	31
44	60	68	56	60	93	92	13	27	36	24	28	32
45	61	69	57	61	93	94	14	28	37	25	29	33
46	62	70	58	62	93	96	15	29	38	26	30	34
47	63	71	59	63	93	97	16	30	39	27	31	35
48	64	72	60	64	93	97	17	31	40	28	32	36
49	65	73	61	65	93	97	18	32	41	29	33	37
50	66	74	62	66	93	97	19	33	42	30	34	38
51	67	75	63	67	93	97	20	34	43	31	35	39
52	68	76	64	68	93	97	21	35	44	32	36	40
53	69	77	65	70	93	97	22	36	45	33	37	41
54	70	78	66	72	93	97	23	37	45	34	38	42
55	71	79	67	74	93	97	24	38	46	35	39	43
56	72	80	68	76	93	97	25	41	49	37	41	45
57	73	81	69	77	93	97	26	42	50	38	42	46
58	74	82	70	78	93		27	43	51	39	43	47
59	75	83	71	79	93		28	44	52	40	44	48
60	76	84	72	80	93		29	45	53	41	45	50
61	77	85	73	82	93							
62	78	86	74	84	93							

96	168	153	122	93		63	79	87	75	86	93
97	169	153	125	93		64	80	88	76	88	93
98	169	153	125			65	82	89	77	90	93
99	169	153	125			66	84	90	78	92	93
100	169	153	125			67	86	91	79	94	93
101	169	153	125			68	88	92	80	98	93
102	169	153	125			69	89	93	81	102	93
103	169	153	125			70	90	94	82	106	93
104	169	153	125			71	91	95	83	110	93
105	169	153	125			72	92	96	84	112	93
106	169	153	125			73	94	97	85	113	93
107	169	153	125			74	96	98	86	113	93
108	169	153	125			75	98	99	87	113	93
109	169	153	125			76	100	100	88	113	93
110	169	153	125			77	102	101	89	113	93
111	169	153	125			78	104	102	90	113	93
112	169	153	125			79	106	103	91	113	93
113	169	153	125			80	108	104	92	113	93
114	169	153	125			81	112	107	93	113	93
115	169	153	125			82	116	110	94	113	93
116	169	153	125			83	120	113	95	113	93
117	169	153	125			84	124	116	96	113	93
118	169	153	125			85	127	120	98	113	93
119	169	153	125			86	130	124	100	113	93
120	169	153	125			87	133	128	102	113	93
121	169	153	125			88	136	132	104	113	93
122	169	153	125			89	140	135	105	113	93
123	169	153	125			90	144	140	106	113	93
124	169	153	125			91	148	145	107	113	93
125	169	153	125			92	152	150	110	113	93
126	169	153	125			93	156	153	113	113	93
127	169	153	125			94	160	153	116	116	93
128	169	153	125			95	164	153	119	119	93

別表第三十七の二十二（第十六条関係）

福祉職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給		降格後の号給				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	25	25	9	17	13	133
2	26	26	10	18	14	134
3	27	27	11	19	15	135
4	28	28	12	20	16	136
5	29	29	13	21	17	137
6	30	30	14	22	18	138
7	31	31	15	23	19	139
8	32	32	16	24	20	140
9	33	33	17	25	21	141
10	34	34	18	26	22	142
11	35	35	19	27	23	143
12	36	36	20	28	24	144
13	37	37	21	29	25	145
14	38	38	22	30	26	146
15	39	39	23	31	27	147
16	40	40	24	32	28	148
17	41	41	25	33	29	149
18	42	42	26	34	30	150
19	43	43	27	35	31	151
20	44	44	28	36	32	152
21	46	45	29	37	34	153
22	48	46	30	38	36	
23	50	47	31	39	38	
24	52	48	32	40	40	
25	54	49	33	41	42	
26	56	50	34	42	44	
27	58	51	35	43	46	
28	60	52	36	44	48	
29	62	53	37	45	52	

129	130	169	169
131	132	169	169
133	134	169	169
135	136	169	169
137	138	169	169
139	140	169	169
141	142	169	169
143	144	169	169
145	146	169	169
147	148	169	169
149	150	169	169
151	152	169	169
153		169	

	61	139	90	93	93	85	30	64	54	38	46	56
62	146	92	93	93			31	66	55	39	47	67
63	153	94	93	93			32	68	56	40	48	80
64	153	96	93	93			33	69	57	42	49	82
65	153	98	93	93			34	70	58	44	50	84
66	153	100	93	93			35	71	59	46	51	85
67	153	102	93	93			36	72	60	48	52	85
68	153	121	93	93			37	74	61	49	53	85
69	153	121	93	93			38	76	62	50	54	85
70	153	121	93	93			39	78	63	51	55	85
71	153	121	93	93			40	80	64	52	56	85
72	153	121	93	93			41	81	65	55	58	85
73	153	121	93	93			42	82	66	58	60	85
74	153	121	93	93			43	83	67	61	62	85
75	153	121	93	93			44	84	68	64	64	85
76	153	121	93	93			45	86	69	69	66	85
77	153	121	93	93			46	88	70	74	68	85
78	153	121	93	93			47	90	71	81	70	85
79	153	121	93	93			48	92	72	88	72	85
80	153	121	93	93			49	94	73	93	74	85
81	153	121	93	93			50	96	74	93	84	85
82	153	121	93	93			51	98	75	93	93	85
83	153	121	93	93			52	100	76	93	93	85
84	153	121	93	93			53	104	77	93	93	85
85	153	121	93	93			54	108	78	93	93	85
86	153	121	93				55	112	79	93	93	85
87	153	121	93				56	116	80	93	93	85
88	153	121	93				57	120	82	93	93	85
89	153	121	93				58	124	84	93	93	85
90	153	121	93				59	128	86	93	93	85
91	153	121	93				60	132	88	93	93	85

92	93	153	121	93
94	95	153	153	
96	97	153	153	
98	99	153	153	
100	101	153	153	
102	103	153	153	
104	105	153	153	
106	107	153	153	
108	109	153	153	
110	111	153	153	
112	113	153	153	
114	115	153	153	
116	117	153	153	
118	119	153	153	
120	121	153	153	

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）
第七条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和四十二年愛知県人事委員会規則六一〇）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項」を「第二十二条の四第一項」に、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）を「以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の任用に関する規則の一部改正）
第八条 職員の任用に関する規則（昭和四十九年愛知県人事委員会規則二一一）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における別表第二の規定の適用については、同表中「六十五歳」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四歳

別表第二職員採用試験の項及び警察職員採用試験の項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。
（教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の適用を受ける職員等を定める規則の一部改正）
第九条 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の適用を受ける職員等を定める規則（昭和五十年愛知県人事委員会規則五二三九）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項」

を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第十条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年愛知県人事委員会規則五一二五九)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「掲げる額と」を「定める額と」に改め、同項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

2 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一中

職務の級 号級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
職務の級 号級	手当月額	手当月額	手当月額	手当月額	手当月額

を

に、

再任用職員以外

を

定年前再任用短時間勤務職員以外

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第一中

定年前再任用短時間勤務職員	手当月額	基準手当月額		基準手当月額		基準手当月額
		基準手当月額	基準手当月額	基準手当月額	基準手当月額	
	円 3,200	円 3,800	円 4,500	円 5,100	円 6,400	

職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級

を

職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級

に、

再任用職員以外

を

定年前再任用短時間勤務職員以外

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年以前再任用短時間勤務員	基手当月額	基準手当月額	基手当月額	基準手当月額
	3,200 円	3,800 円	5,100 円	6,400 円

第十一条 分限及び懲戒の処分の書面交付に関する規則の一部改正
 第十一条 分限及び懲戒の処分の書面交付に関する規則（昭和五十一年愛知県人事委員会規則七一）の一部を次のように改正する。

第一項中「以下」を「次条において」に改める。
 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 職員の分限に関する条例附則第七項の規定による通知は、書面の交付その他の任命権者が適当と認める方法によりするものとする。

（定年による退職の特例に関する規則の一部改正）
 第十二条 定年による退職の特例に関する規則（昭和五十九年愛知県人事委員会規則七二）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

職員の定年等に関する規則

第一項中「第四条第五項」を「第六条第七号、第九条第三項、第十条、第十一条並びに別表第二第一号」に、「定年による退職の特例」を「職員の定年等」に改める。

第二項中「引き続いて」を「引き続き」に、「繰り上げて退職させる」を「繰り上げる」に改め、同項中「第四条第二項」を「第四条第一項ただし書又は第二項」に改め、同項中「引き続いで」を「引き続き」に改め、同項中「引き続いて」を「引き続き」に、「の状況」を「（同項ただし書の規定による人事委員会の承認を得て勤務させる職員を除く。）の状況」に改める。

第三項を第十条とし、第二項の次に次の二項を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第三条 条例第六条第七号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職（同条第一号から第六号までに掲げる職を除く。）とする。

一 愛知県企業庁職員の管理職手当に関する規程（昭和五十五年愛知県企業庁管理規程第八号）第一項各号に掲げる職

二 愛知県企業庁職員の給与に関する規程（昭和五十五年愛知県企業庁管理規程第六号）の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第二号）第四条第二項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものの職（前号に掲げる職を除く。）

二 愛知県病院事業庁職員の管理職手当に関する規程（平成十六年愛知県病院事業庁管理規程第十五号）第二条第一項各号に掲げる職

四 愛知県病院事業庁職員の給与に関する規程（平成十六年愛知県病院事業庁管理規程第十号）の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料

表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものの職（前号に掲げる職を除く。）

五 愛知県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第四条第一項第十一号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員が占める職

六 人事異動その他人事管理上の必要により置かれる職のうち、職員の任用に関する規則（昭和四十九年愛知県人事委員会規則二一一）別表第一に掲げる幹部級又は課長級である職員が占める職（前各号に掲げる職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢制の対象とならない職）

第四条 条例別表第一第二号イの人事委員会規則で定める職は、愛知県医療教育総合センターの総長、副総長、研究所所長及び副所長の職とする。

2 条例別表第一第二号ロの人事委員会規則で定める職は、愛知県がんセンターの総長、研究所長及び副所長の職とする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合）

第五条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）が延長された管理監督職（条例第六条に規定する職をいう。以下同じ。）を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（降任等に伴う書面の交付）

第六条 任命権者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をする場合には、当該職員に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 任命権者は、条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は同条第六項の規定により他の職への降任等をする場合には、当該職員に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第七条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定による人事委員会の承認を得ようとする場合には、申請書に当該承認に係る次項に規定する書面を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

2 条例第九条第五項に規定する職員の同意は、書面により得なければならない。

3 任命権者は、毎年六月三十日までに、前年の四月一日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第八条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

一 愛知芸術文化センターの美術館及び愛知県陶磁美術館の特定管理監督職群 愛知芸術文化センターの美術館の美術館長、副館長及び課長並びに愛知県陶磁美術館の館長

二 福祉相談センター、児童相談センター及び愛知学園の特定管理監督職群 福祉相談センター又は児童相談センターのセンター長、愛知県尾張福祉相談センターの企画・児童指導課長及び児童相談課長、福祉相談センター（愛知県尾張福祉相談センターを除く。）又は児童相談センターの児童育成課長、愛知県西三河福祉相談センター又は愛知県春日井児童相談センターの保護課長並びに愛知学園の園長及び支援課長

三 県立学校及び市町村立学校の特定管理監督職群 県立学校又は市町村立学校の校長

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第九条 条例第十条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第十三条 単身赴任手当に関する規則（平成二年愛知県人事委員会規則五一一〇四）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「附則第七項」を「附則第十八項」に改め、同条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同項第七号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第十四条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成二年愛知県人事委員会規則五十六四四）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「管理職手当に関する規則」を「次号に掲げる職員以外の管理職手当受給職員（管理職手当に関する規則）に、「規則」を「管理職手当規則」に、「（以下「管理職手当受給職員」という。）規則」を「をいう。以下同じ。」管理職手当規則に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である管理職手当受給職員 管理職手当規則第二条第二項又は第三項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

一 ウイアード二種及び二種 一万千円

二 ウイアード三種及び四種 一万千円

三 ウイアード五種及び六種 九千円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、一万千円

四 ウイアード七種 五千円

五 ウイアード八種 三千円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、五千円

第三条第一項中「規則第二条第二項又は第三項の規定による」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の管理職手当受給職員 管理職手当規則第二条第二項又は第三項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

一 ウイアード二種及び二種 六千円

二 ウイアード三種及び四種 五千五百円

三 ウイアード五種及び六種 五千円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、五千五百円

四 ウイアード七種 三千円

五 ウイアード八種 二千円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当受給職員 管理職手当規則第二条第二項又は第三項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

一 ウイアード二種及び二種 五千五百円

二 ウイアード五種及び六種 四千五百円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、五千円

三 ウイアード七種 一千五百円

四 ウイアード八種 千五百円。ただし、人事委員会が別に定める職員にあつては、一千五百円

附則を附則第二項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第一項及び第三条第一項の規定の適用について、当分の間、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号中「額」とあるのは、「額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（時間外勤務手当等に関する規則の一部改正）

第十五条 時間外勤務手当等に関する規則（平成六年愛知県人事委員会規則五十七〇四）の一部を次のように改める。

第六条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二二二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第十六条 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年愛知県人事委員会規則九一一）の一部を次のように改める。

第二条第一号中「第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく」を「第二十二条の四第一項の規定による」に改める。

（地域手当に関する規則の一部改正）

第十七条 地域手当に関する規則（平成十八年愛知県人事委員会規則五十九九九）の一部を次のように改める。

第四条第一項第一号中「附則第七項」を「附則第十八項」に改める。

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第十八条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成十九年愛知県人事委員会規則二一五八）の一部を次のように改める。

第十二条第三号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」

を「第二十八条の七第一項」に、「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の六第一項」に、「第八十二条の三第一項」を「第八十二条の七第一項」に改める。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第十九条 職員の育児休業等に関する規則（平成二十三年愛知県人事委員会規則八一〇）の一部を次のように

うに改正する。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「第二条第四号口」を「第二条第一項第五号口」に改める。

（職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第二十条 職員の退職管理に関する規則（平成二十八年愛知県人事委員会規則八の二〇）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十六条の二」を「第五十六条の五」に改める。

第二十二条第三号中「第二十八条の四第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同条第四号中「なつた場合」の下に「及び前号に掲げる場合」を加える。

（附 則）

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 第十二条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第二条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

（令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員）

第三条 令和四年改正条例附則第二条第一項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年愛知県条例第二号。以下「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が令和四年改正条例第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。

（一）基準日以後に新たに設置された職

（二）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第二条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第四条 令和四年改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

（一）人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（二）暫定再任用（令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（令和四年改正条例附則第九条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第五条 令和四年改正条例附則第九条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和四年改正条例附則第四条第一項に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新定年条例第二条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（一）基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（二）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第九条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第九条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第十条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とする。

（給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同

じ。) (令和四年改正条例附則第十一條に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一條の規定による改正後の給料の調整額に関する規則(以下「新給料調整額規則」という。)第二条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料調整額規則第一条第二項及び第四項の規定を適用する。

第七条 職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第二号)第七条の規定により給料の調整を行う職(以下この条において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和四年改正条例附則第三条第二項又は第四条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る旧定年条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものは、新給料調整額規則第二条及び第三条並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給料調整額規則第二条第二項第一号に定める数を、同項第一号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六百三十二号。以下「令和三年改正法」という。)による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「令和五年旧法」という。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号及び第三号において同じ。)であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。)施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。)施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正条例第六条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(次号において「旧給与条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第一條の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第二条第二項の規定を適用したことならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつた者を含む。)施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合)に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第一條の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第二条第二項の規定を適用したことならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異なる異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第四条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第三条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第三条の規定を適用する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第三条及び第五条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十条 暫定再任用短時間勤務職員は、第七条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（教育職給料表（）及び教育職給料表（）の適用を受ける職員等を定める規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 暫定再任用職員は、第九条の規定による改正後の教育職給料表（）及び教育職給料表（）の適用を受ける職員等を定める規則第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員として、第十条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第一項、別表第一及び別表第二の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第一項及び第二項、別表第一並びに別表第二の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第二条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、職員の給与に関する条例第十二条の一・二・三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第二条第一項又は第四条第一項の規定による採用（令和五年旧法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は令和四年改正条例附則第二条第一項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第二条第一項又は第四条第一項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新定年条例第十条又は令和四年改正条例附則第三条第二項若しくは第四条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十四条 令和四年改正条例附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新定年条例第十条の規定により採用された職員に対する第十三条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第二項の規定の適用については、同項第一号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十五条 施行日前に、第十三条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第一号に規定する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 暫定再任用職員は、第十四条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（時間外勤務手当等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十五条の規定による改正後の時間外勤務手当等に関する規則第六条第二号に掲げる職員とみなす。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 令和十四年三月三十一日までの間ににおける第十六条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条の規定の適用については、同条第二号中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号）附則第三条第一項若しくは第二項若しくは第四条第一項若しくは第二項」とする。

（職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 令和四年改正条例附則第二条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二十条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第二十二条第三号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二条の四第一項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号）附則第三条第一項又は第二項」とする。

2 この規則の施行前に、令和五年旧法第二十八条の四第一項の規定により愛知県の職員として採用された場合における第二十条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第二十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額に関する規則をここに公布する。

令和五年二月二十八日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則五一一五二

職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第二号)以下「条例」という。附則第七項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定職給料表の適用を受ける職員に対する条例附則第七項の規定の適用)

第二条 指定職給料表の適用を受ける職員に対する条例附則第七項の規定の適用については、同項中「第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項、第五項及び第六項」とあるのは「第六条の二」と、「五十円」とあるのは「五百円」と、「百円」とあるのは「千円」とする。
(条例附則第八項第二号の人事委員会規則で定める職員)

第三条 条例附則第八項第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年愛知県条例第一号)別表第一に掲げる職を占める職員(条例附則第八項第四号に掲げる職員を除く。)

二 前号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会が定める職員
(雑則)

第四条 この規則に定めるものほか、条例附則第七項の規定による給料月額その他同項及び条例附則第八項の規定並びにこの規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和五年二月二十八日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則五一一五三

職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による給料に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第二号)以下「条例」という。附則第九項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年愛知県条例第一号)以下「定年条例」という。

二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「法」という。第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第九項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。

四 特定日 条例附則第七項に規定する特定日をいう。

五 降格 給料に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五一一六)以下「規則」という。第二条第一号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない規則別表第一六、別表第二十八及び別表第三十から別表第三十六の二までに定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 条例第六条第一項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第四号)第二条

- 第二項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- 九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号給）をいう。
- （条例附則第九項及び第十一項の人事委員会規則で定める職員）
- 第三条 条例附則第九項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- ウ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
- エ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- 二 工 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- 二 一 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項第二号を除き、以下同じ。）をされた職員
- 2 条例附則第十一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- 一 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、次に掲げる職員
- ア 特定任命をされた日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員
- イ 特定任命をされた日から特定日までの間に降格をした職員
- ウ 特定任命をされた日以後に育児短時間勤務等をした職員（同日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- 二 工 特定任命をされた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- 二 二 特定任命をされた日の前日から特定日までの間の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号に掲げる公安職俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改定前に受けた俸給月額が増額され、又は減額されることをいう。）をされた職員
- （他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第十二項の規定による給料の支給）
- 第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続ぎ給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受けた給料月額（特定日後に第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けたこととなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上との号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十二項の規定による給料として支給する。
- 一 異動日以後に給料表異動等をした職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けたこととなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額
- 二 異動日の前日において指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、異動日以後に給料表異動をした職員 異動日の前日に当該職員が受けた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）
- 三 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第五号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額
- 四 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定

める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

五 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（第二号に掲げる職員を除く。）

六 人事委員会の定める額

六 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であつて同項第六号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項各号のうち一以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第十二項の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第九条第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項第一号及び第三号から第六号まで、第三項並びに第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち一以上の号に掲げる職員に該当する職員（第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、同日後に給料表異動をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）

三 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第五号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それれ次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（第二号に掲げる職員を除く。） 人事委員会の定める額

六 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第六号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第一項第一号から第六号までのうち一以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第二項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

一二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

二三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

三四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（降任等相当転任日の前日に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

一二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行つものを除く。）をした職員

二三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

三四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間ににおいて、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員、給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員又は指定職給料表の適用を受ける職員から他の給料表の適用を受ける職員に給料表異動をした職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員以外の職員にあつては当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額、仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員にあつては当該額に五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他

- の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。
- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。
- 一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則第二条第一号に規定する昇格をした職員
- 二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの及び指定職給料表の適用を受ける職員から他の給料表の適用を受ける職員に給料表異動をすることとなるものを除く。）をした職員
- 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格（職員の同意を得て行うもの）を除く。）をした職員
- 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）
(人事交流等職員に対する条例附則第十四項の規定による給料の支給)
- 第十条 規則第五条第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなじ異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなじ異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては、特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなじ異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日

が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続ぎ給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第二項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続ぎて規則第五条第一項各号に掲げる者となり引き続ぎて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 かつて指定職給料表の適用を受けていた職員であつた者で、人事交流等により引き続ぎて規則第五条第一項各号に掲げる者となり引き続ぎて人事交流等職員となつたもの

三 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

四 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員

五 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

六 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（この規則により難い場合の措置）

第十二条 条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の支給に關じ必要な事項は、人事委員会が定める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

愛知県告示第77号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域及び区分についての特定第二号漁業者の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

区 域	区 分
豊浜区域 (豊浜漁業協同組合の地区)	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

愛知県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新別	旧区間	敷地の幅員	延長
一般国道	301号	旧	豊田市松平志賀町割石11番1地先から同丸山36番1地先まで	25.0～48.0m	0.196km
		新	同	25.0～43.5m	同

愛知県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	301号	豊田市松平志賀町高瀬9番7地先から同アライ10番3地先まで	令和5年2月28日

愛知県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
西尾市	西三河都市計画下水道事業西尾公共下水道	昭和52年12月16日から 令和11年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	西尾市役所

愛知県告示第81号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西浦-1 (226K-018)	尾張旭市新居町西浦（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	西浦-1 (226K-018)	尾張旭市新居町西浦（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、次のように指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社愛知建築センター	本社 安城市横山町浜畔上26番地 1 知多事務所 知多郡阿久比町大字 草木字東郷1番 尾張事務所 春日井市勝川町七丁目37番地	本社 安城市横山町浜畔上26番地 1 知多事務所 知多郡阿久比町大字 草木字東郷1番	令和5.4.1

人事委員会告示

愛知県人事委員会告示第1号

昭和52年愛知県人事委員会告示第1号（人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

前文中「平成18年愛知県人事委員会規則5—1021」の次に「、職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額に関する規則（令和5年愛知県人事委員会規則5—1352）、職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料に関する規則（令和5年愛知県人事委員会規則5—1353）」を加える。

第2第4項第11号中「号給」を「事項」に改める。

第2第5項中「第3条」を「第4条」に改める。

第2第17項中第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 第3条第1項第2号ウ及びオの規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

第2第17項第2号中「第3条第1項第3号及び第5号」を「第3条第1項第1号ウ及びオ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の後に次の1号を加える。

(2) 第2条第1項第2号ウ及びオの規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

第2中第27項を第29項とし、第26項の後に次の2項を加える。

27 職員の給与に関する条例附則第七項の規定による給料月額に関する規則（令和5年愛知県人事委員会規則5—1352）に規定する次に掲げる事項

(1) 第3条第2号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

(2) 第4条の規定に基づき、職員の給与に関する条例附則第7項の規定による給料月額その他同項及び同条例附則第8項の規定並びに規則の施行に関し必要な事項のうち轻易なものについて定めること。

28 職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料に関する規則（令和5年愛知県人事委員会規則5—1353）に規定する次に掲げる事項

(1) 第4条第1項第5号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている額について定めること。

(2) 第4条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(3) 第6条第1項第5号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている額について定めること。

(4) 第6条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(5) 第7条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(6) 第8条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(7) 第9条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(8) 第10条第4項の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている日及び額について定めること。

(9) 第11条の規定に基づき、別段の取扱いをすることを承認すること。

(10) 第12条の規定に基づき、職員の給与に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の支給に関し必要な事項のうち轻易なものについて定めること。

愛知県人事委員会告示第2号

職員の休暇の取扱いに関する細則（昭和42年愛知県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

第2条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削る。

第4条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛知県条例第47号）附則第11条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の職員の休暇の取扱いに関する細則第2条第5項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県西三河建設事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
岡崎市筒針町	令和4年10月24日から 令和4年12月23日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、幸田町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
額田郡幸田町大字長嶺字東山	令和4年11月25日から 令和5年2月10日まで	公共測量（基準点測量及び現地測量）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東海名和駅西土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

阿知和清隆 東海市富木島町新石根71-1
阿知和常則 同 名和町一番畠36
石田 晋作 同 名和町三丁目151
株式会社丙 名古屋市瑞穂区苗代町22-15
申起業
代表取締役
兼本 尚浩

坂 孝男 東海市名和町一番畠16
前田 美信 同 名和町二丁目181
山口 清美 同 名和町石谷84-1
山口 弘宜 同 名和町三丁目161
山口 林平 同 名和町一番畠53

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定によって、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように行います。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

1 試験の日時及び場所

(1) 二級建築士試験

ア 試験の日時

(ア) 学科の試験

令和5年7月2日（日） 午前10時10分から午後5時20分まで

(イ) 設計製図の試験

令和5年9月10日（日） 午前11時から午後4時まで

イ 試験の場所

名城大学 天白キャンパス（名古屋市天白区塩釜口1-501）

(2) 木造建築士試験

ア 試験の日時

(ア) 学科の試験

令和5年7月23日（日） 午前10時10分から午後5時20分まで

(イ) 設計製図の試験

令和5年10月8日（日） 午前11時から午後4時まで

イ 試験の場所

名城大学 天白キャンパス（名古屋市天白区塩釜口1-501）

2 その他試験に関する事項

試験の詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのウェブページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）を御覧ください。

3 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部

名古屋市中区栄四丁目3-26 昭和ビル9階

電話（052）261-6816

愛知県建築局建築指導課建築物安全安心グループ

電話（052）954-6587

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
30尾建 96-118	平成 30. 9. 5	株式会社ナカシマ 代表取締役 中島 基木	豊明市栄町新左山1-757	豊明市栄町根崎35-1ほか3筆
3尾建 96-143	令和 3.10. 6	久保田文洋	名古屋市中区伊勢山一丁目4-12	あま市七宝町桂深田2-1及び4
3尾建 96-272	4. 5.10	株式会社化研 代表取締役 久留 健司	名古屋市北区喜惣治一丁目251	丹羽郡大口町仲沖二丁目50ほか6筆
4尾建 96-36	4. 5.26	株式会社マミヤ 代表取締役 間宮 陸海	名古屋市天白区原四丁目1107	日進市南ヶ丘二丁目6-3
4尾建 96-62	4. 8. 2	村田 彩子	豊明市沓掛町小所101	愛知郡東郷町大字春木字南天神56-1
3尾建 96-261	4. 3.10	浅井 敏孝	長久手市岩作西島44	長久手市岩作下島101-1
4尾建 96-115	4. 9.13	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美	東京都練馬区石神井町二丁目26-11	あま市七宝町鯰橋八丁目12

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量
アイネットシステム機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 契約期間
令和6年3月1日（金）から令和12年2月28日（木）まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所
入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）「03. 役務の提供等」のうち「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。
- 当該調達又はこれと同等の調達について契約実績があることを証明した者であること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から入札日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (7) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿（以下「役員等名簿」という。）が提出されていること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和5年2月28日（火）から令和5年3月14日（火）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和5年4月7日（金）午前10時から令和5年4月10日（月）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和5年4月11日（火）午前10時

愛知県警察本部総務部会計課

(4) 問合せ先

愛知県警察本部総務部会計課調度係

名古屋市中区三の丸二丁目1-1（郵便番号460-8502）

電話（052）951-1611 内線2245

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書、2(4)の資格を有することを証明する書類、誓約書及び役員等名簿を令和5年2月28日（火）午前10時から令和5年3月14日（火）午後1時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された確認申請書、証明書類、誓約書及び役員等名簿を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 納入機器の性能証明

入札に参加しようとする者は、応札機器性能保証書、納入機器一覧表、機器構成表、機器等リスト及び性能証明書を令和5年2月28日（火）から令和5年3月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後5時（令和5年3月14日（火）は午後1時）までの間に愛知県警察本部総務部情報管理課に提出し、承認を受けなければなりません。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of Network Devices, Servers and Terminals for Internet, 1 set

(2) Bidding period: 10:00 a.m., April 7, 2023 - 5:00 p.m., April 10, 2023

- (3) Contact point for the notice: Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Aichi Prefectural Police Headquarters
2-1-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8502 Japan
Tel. 052-951-1611 Ext. 2245

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年2月28日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
交番・駐在所プリンタの貯蔵庫 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 契約期間
令和5年10月1日（日）から令和10年9月30日（土）まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）が必要です。
電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。
アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）「03. 役務の提供等」のうち「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 当該調達又はこれと同等の調達について契約実績があることを証明した者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から入札日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿（以下「役員等名簿」という。）が提出されていること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和5年2月28日（火）から令和5年3月14日（火）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日の午前8時から午後8時まで

です。

(2) 入札期間

令和5年4月7日（金）午前10時から令和5年4月10日（月）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和5年4月11日（火）午前10時10分

愛知県警察本部総務部会計課

(4) 問合せ先

愛知県警察本部総務部会計課調度係

名古屋市中区三の丸二丁目1-1（郵便番号460-8502）

電話（052）951-1611 内線2245

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書、2(4)の資格を有することを証明する書類、誓約書及び役員等名簿を令和5年2月28日（火）午前10時から令和5年3月14日（火）午後1時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された確認申請書、証明書類、誓約書及び役員等名簿を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 納入機器の性能証明

入札に参加しようとする者は、応札機器性能保証書、納入機器一覧表、機器構成表、機器等リスト及び性能証明書を令和5年2月28日（火）から令和5年3月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後5時（令和5年3月14日（火）は午後1時）までの間に愛知県警察本部総務部情報管理課に提出し、承認を受けなければなりません。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of color printer, 1 set

(2) Bidding period: 10:00 a.m., April 7, 2023 - 5:00 p.m., April 10, 2023

(3) Contact point for the notice: Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Aichi Prefectural Police Headquarters

2-1-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8502 Japan

Tel. 052-951-1611 Ext. 2245

